

令和元年度 第1回
高知市自立支援協議会 説明資料

令和元年7月1日（月）
総合あんしんセンター
高知市健康福祉部 障がい福祉課

次 第

- 1 開会
- 2 異動等に伴う委員及び事務局職員紹介
- 3 報告・協議事項
 - ①報告 基幹相談支援センター人員体制等
 - ②協議 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者
プレゼンテーション及び地域生活支援拠点
- 4 その他
- 5 閉会

3 報告・協議事項

①報告 基幹相談支援センター人員体制等

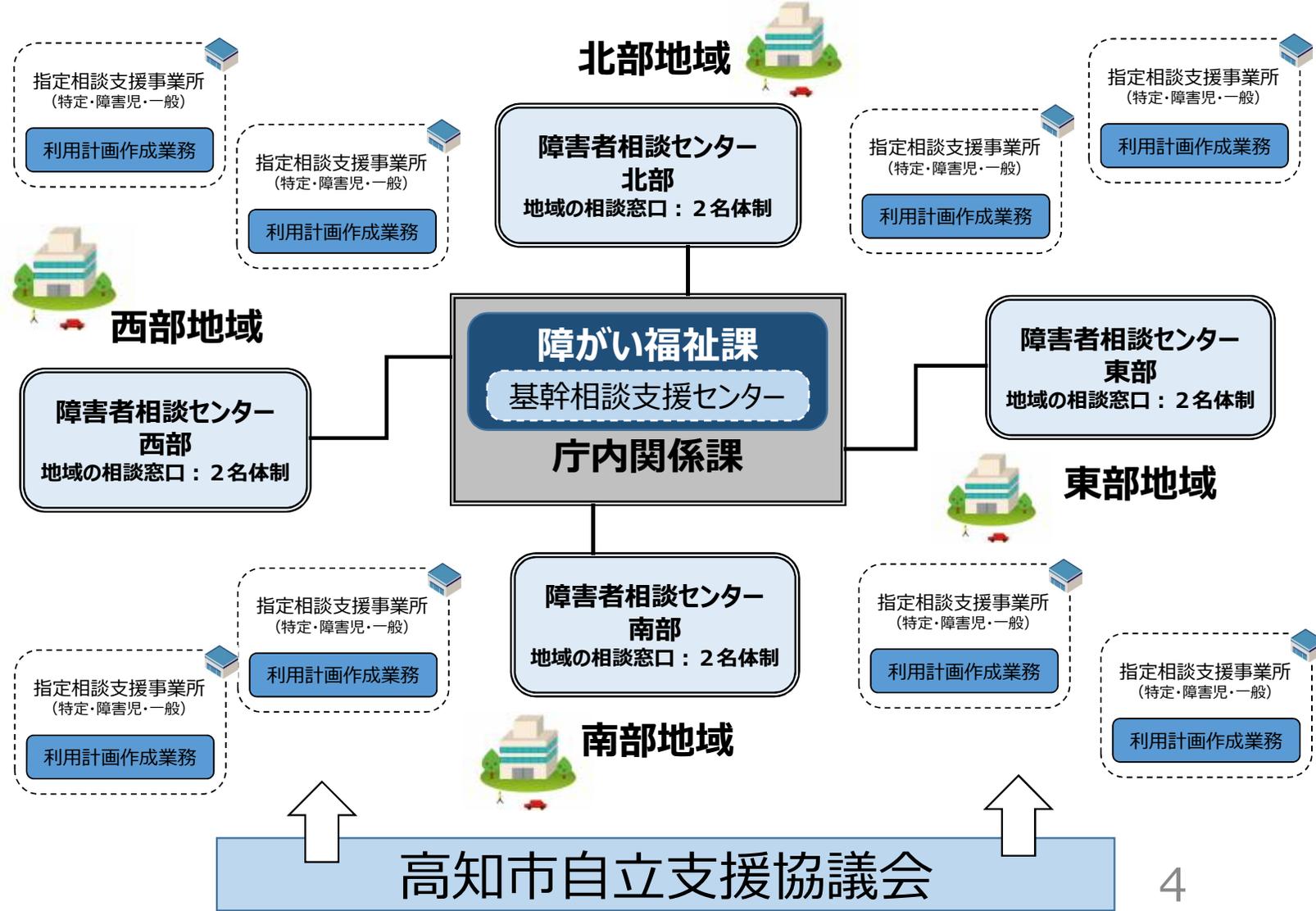
新たな相談支援体制の構築（2018-2020高知市障害者計画重点施策）

基幹相談支援センター設置

【方針】

- ① 障害者相談支援事業を東西南北4地域4法人に委託
： 障害者相談センター
- ② 指定相談支援事業所H30.11現在33事業所
- ③ 基幹相談支援センター
平成31年度開設予定
(障がい福祉課直営)

- ・【重点①】地域の相談支援体制の強化
(人材育成・困難ケース支援)
- ・【重点②】地域ネットワークの構築
- ・【重点③】自立支援協議会・各検討会の事務局
- ・権利擁護/虐待防止センター
- ・地域移行・地域定着
- ・その他



高知市基幹相談支援センター人員体制

障がい福祉課

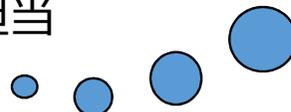
管理担当

医療福祉担当

地域生活支援室

障がい福祉サービス担当

基幹相談支援担当



職種	員数
室長（室統括）	1
保健師	2
精神保健福祉士	1
理学療法士	1
視覚障害者生活訓練	1.5（1名兼務）
その他	3

※上記のうち相談支援専門員 1 名

令和元年度活動内容

- センター会を開催し、職員間で共有
- 6月相談支援事務連絡会でセンター周知
- 他、実行計画に基づき運営

重点項目 1 地域の相談支援体制の強化（人材育成・困難ケース支援）

実施事業	具体事業			平成31(2019)年度
①相談支援事業所との連携強化	1	相談支援事業所事務連絡会	計画	2か月に1回開催
			実績	2回開催
	2	ケアプラン点検	計画	—
			実績	
	3	ケース相談・同行・個別支援会議・嘱託医活用・専門職活用	計画	随時実施
			実績	相談等の実績カウント
②階層別研修	1	新任相談支援専門員向け研修	計画	随時実施
			実績	実務3年以内の相談支援専門員と意見交換
	2	相談支援勉強会	計画	年3回実施
			実績	7月開催予定
③基幹職員の対応力向上	1	相談支援専門員研修受講	計画	初任者研修に1名以上
			実績	現任者研修1名予定・初任者研修1～2名予定
	2	職場内OJT	計画	定期センター会開催 新任職員向け内部研修
			実績	センター会1回、ランチ会3回開催

重点項目 2 地域ネットワークの構築

実施事業	具体事業			平成31(2019)年度
①既存ネットワークの把握	1	地域別社会資源の把握	計画	情報収集・整理
			実績	地域社会資源システムの協議
②ネットワークの強化	1	他分野・多職種を対象としたネットワーク会議	計画	—
			実績	地域アセスメント研修会参加
	2	個別支援会議への出席	計画	随時実施
			実績	11件出席
③他分野、多職種との連携	1	他分野との連携会議への出席	計画	(他分野) 高齢・児童・地域福祉・生活困窮者支援・災害支援等との協働
			実績	ケアマネブロック会・成年後見支援会議等出席
	2	【再掲】他分野・多職種を対象としたネットワーク会議	計画	
			実績	

重点項目3 自立支援協議会・各検討会の事務局

実施事業	具体事業			平成31(2019)年度
①事務局機能の強化	1	会長との打ち合わせ	計画	2か月に1回
			実績	1回実施
	2	協議会の開催	計画	年4回
			実績	第1回目7月
	3	協議会・検討会との調整	計画	協議会・検討会への基幹職員参画
			実績	全て参加
②検討会の活動	1	相談支援検討会	計画	2か月に1回開催
			実績	1回開催
	2	就労検討会	計画	毎月開催
			実績	2回開催
	3	新たな検討会の立ち上げ	計画	-
			実績	内部協議中

3 報告・協議事項

- ②協議 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者
プレゼンテーション及び地域生活支援拠点

平成30年度 制度改正

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

特徴

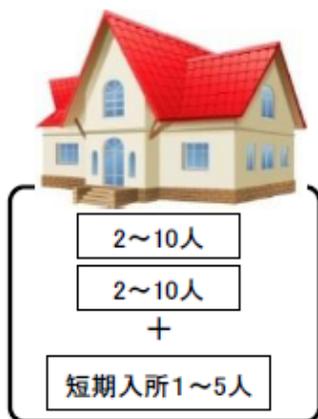
- 常時の支援体制確保
- 短期入所併設必須
- 協議会等への報告必須



平成31年3月、事業所指定
(定員GH20名・短期1名)

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合
 - (1) 区分6 1,098単位
 - ： ：
 - ： ：
 - ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

日中サービス支援型共同生活援助の指定基準

事業者要件

短期入所（単独型か併設型 1 床以上）を併設すること
自立支援協議会等に運営報告を行い、評価を受け、助言等を聞く機会を設けること

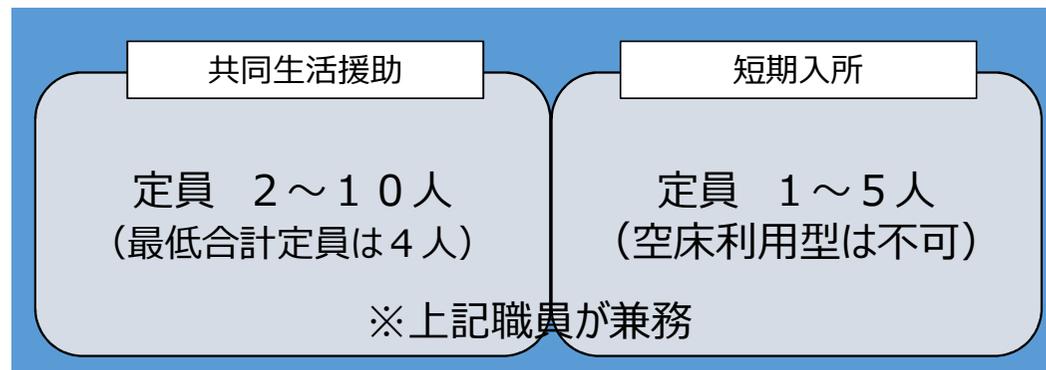
人員基準

24時間の
配置が必要

- 管理者（常勤）
- サービス管理責任者（地域生活分野） 30 : 1
- 世話人 5 : 1 以上（4 : 1、3 : 1 であれば報酬で評価）
- 生活支援員 利用者の障害支援区分に応じた必要数（現行の基準と同じ）
- 夜間支援従事者 共同生活援助及び短期入所に従事する世話人又は生活支援員（宿直は不可、夜間支援等体制加算は基本報酬に含まれるため算定不可）

1 人以上は
常勤

運営のイメージ



構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする

【意見交換】事業者プレゼン

(株)四国ライフケア

日中サービス支援型共同生活援助事業所にじいるホーム介良

【協議】地域生活支援拠点

地域生活支援拠点に関する論点

【背景】

- 障害者総合支援法の附帯決議を受けて取りまとめられた、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(障害者の地域生活の推進に関する検討会)では、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされているところ。

【論点】

- 論点 地域生活支援拠点の整備の推進のため、制度面での取組の推進として報酬により評価することをどう考えるか。

地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないかと。

求められる機能

- ① 相談（地域移行、親元からの自立）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

地域における居住支援のための機能強化

障害者の地域生活に関する検討会

第5回(H25.09.11)資料

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

（参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること

他自治体の整備状況

※別添資料参照

好事例集の発行 (厚生労働省)



地域生活支援拠点 好事例

好事例集 掲載自治体 一覧表

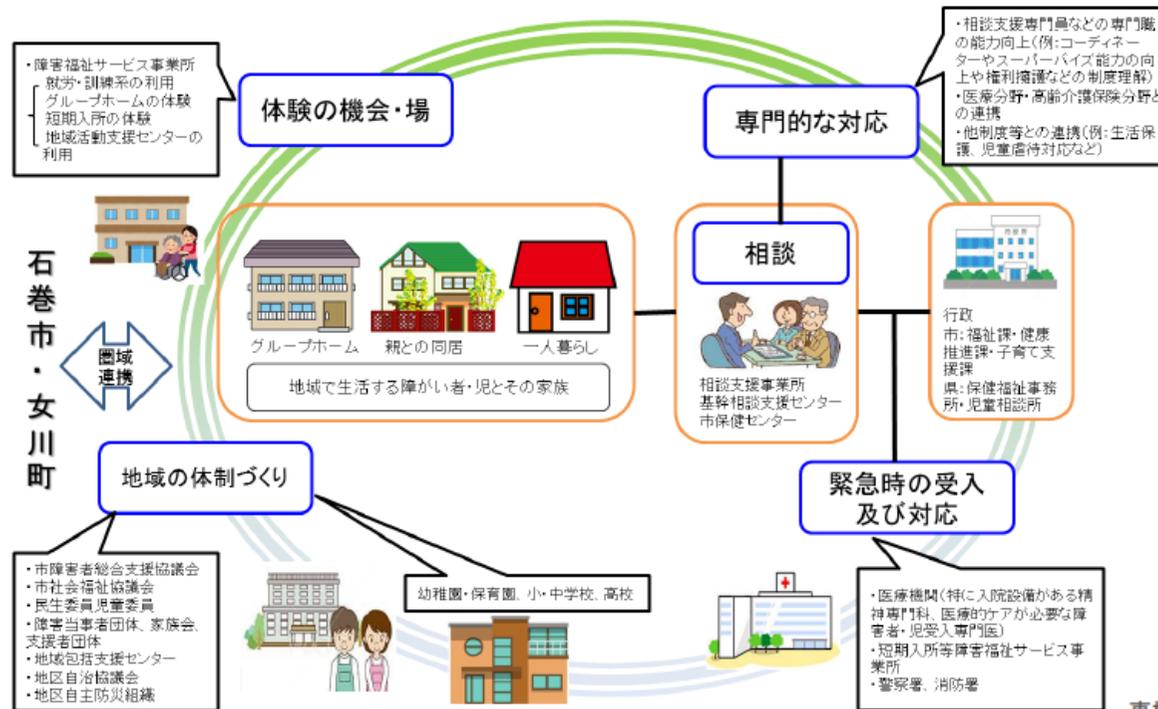
No.	自治体	掲載内容		掲載期間		備考
		①生活福祉 推進課(福祉課)	②民生委員 (民生委員)	③自治体 職員、ボランティア	④自治体 職員、ボランティア	
1	東京都葛飾区	○	○	○	○	1. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
2	福岡県大牟田市	○	○	○	○	2. 福岡県大牟田市生活福祉推進課(福祉課)が、市内10自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
3	東京都葛飾区	○	○	○	○	3. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
4	東京都葛飾区	○	○	○	○	4. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
5	東京都葛飾区	○	○	○	○	5. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
6	東京都葛飾区	○	○	○	○	6. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
7	東京都葛飾区	○	○	○	○	7. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
8	東京都葛飾区	○	○	○	○	8. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
9	東京都葛飾区	○	○	○	○	9. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
10	東京都葛飾区	○	○	○	○	10. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
11	東京都葛飾区	○	○	○	○	11. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
12	東京都葛飾区	○	○	○	○	12. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
13	東京都葛飾区	○	○	○	○	13. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
14	東京都葛飾区	○	○	○	○	14. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
15	東京都葛飾区	○	○	○	○	15. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
16	東京都葛飾区	○	○	○	○	16. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
17	東京都葛飾区	○	○	○	○	17. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
18	東京都葛飾区	○	○	○	○	18. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
19	東京都葛飾区	○	○	○	○	19. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
20	東京都葛飾区	○	○	○	○	20. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
21	東京都葛飾区	○	○	○	○	21. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
22	東京都葛飾区	○	○	○	○	22. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
23	東京都葛飾区	○	○	○	○	23. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
24	東京都葛飾区	○	○	○	○	24. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。
25	東京都葛飾区	○	○	○	○	25. 東京都葛飾区生活福祉推進課(福祉課)が、区内16自治会(町会)の職員、民生委員(民生委員)の協力を得て、好事例集を発行した。

全国25自治体の取組を掲載

04

地域生活支援拠点等のイメージ図

- 3か所の基幹相談支援センターを中心とした面的整備
- 既存の施設や事業所等が分担して担い、効果的な支援が確保されるよう市及び相談支援事業所が関係機関、事業所と連携し、各種サービスの調整を総合的に行う体制の整備を図る

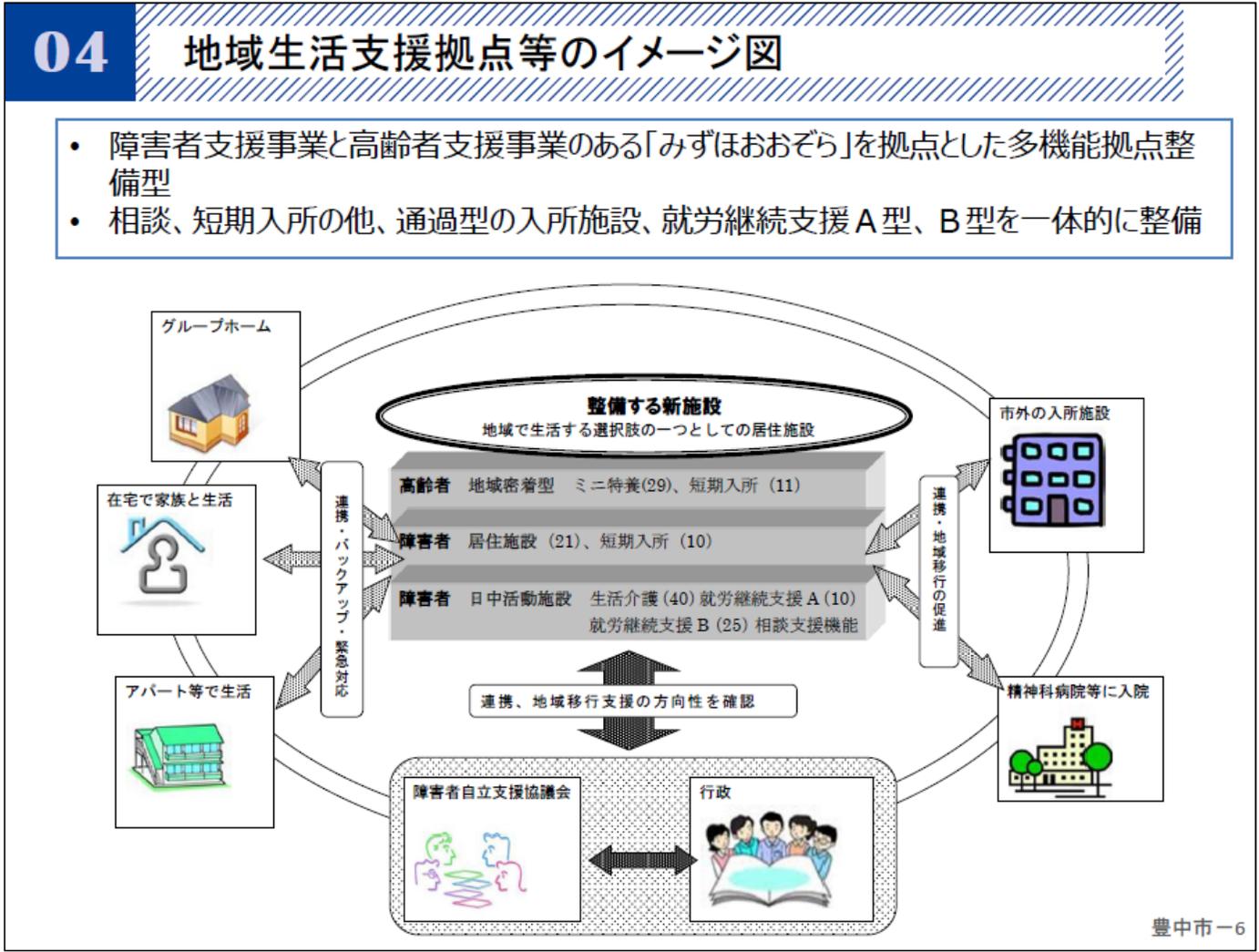


東京都新宿区

04 地域生活支援拠点等のイメージ図

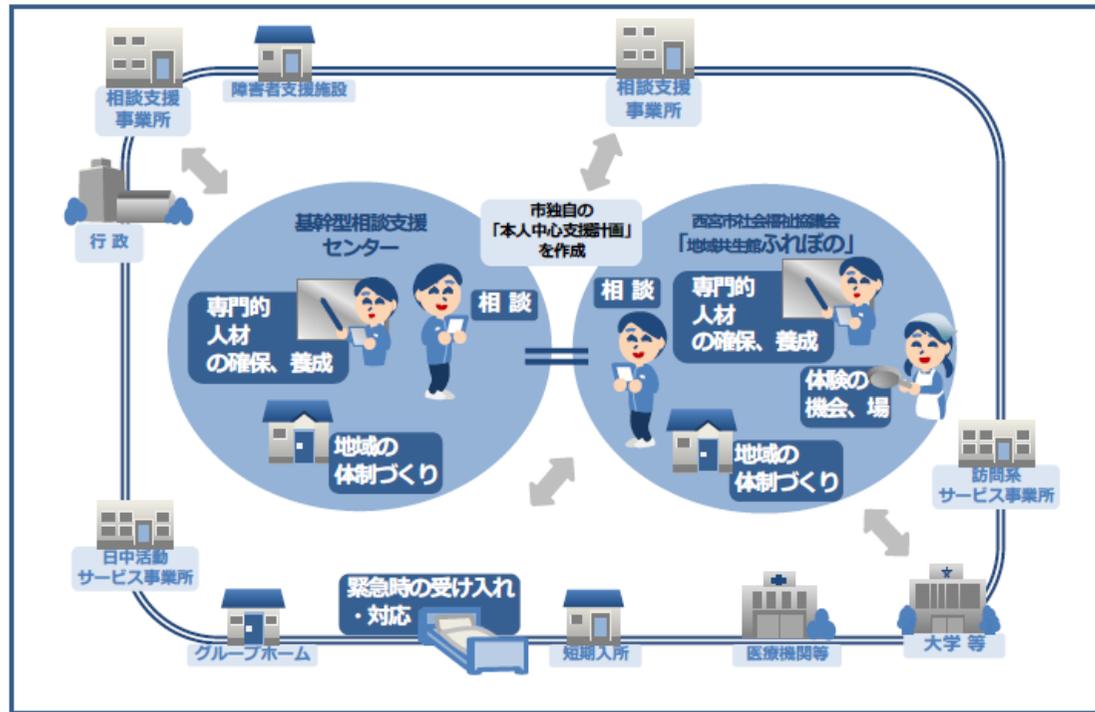
- それぞれの専門性（身体、知的、精神）をもつ3か所の地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターによる併用整備型
- 相談支援専門員を増配置し、地域生活支援拠点等の3か所の事業所で土日相談を実施
- 研修コーディネーターの配置により、区内事業所全体の専門性を向上





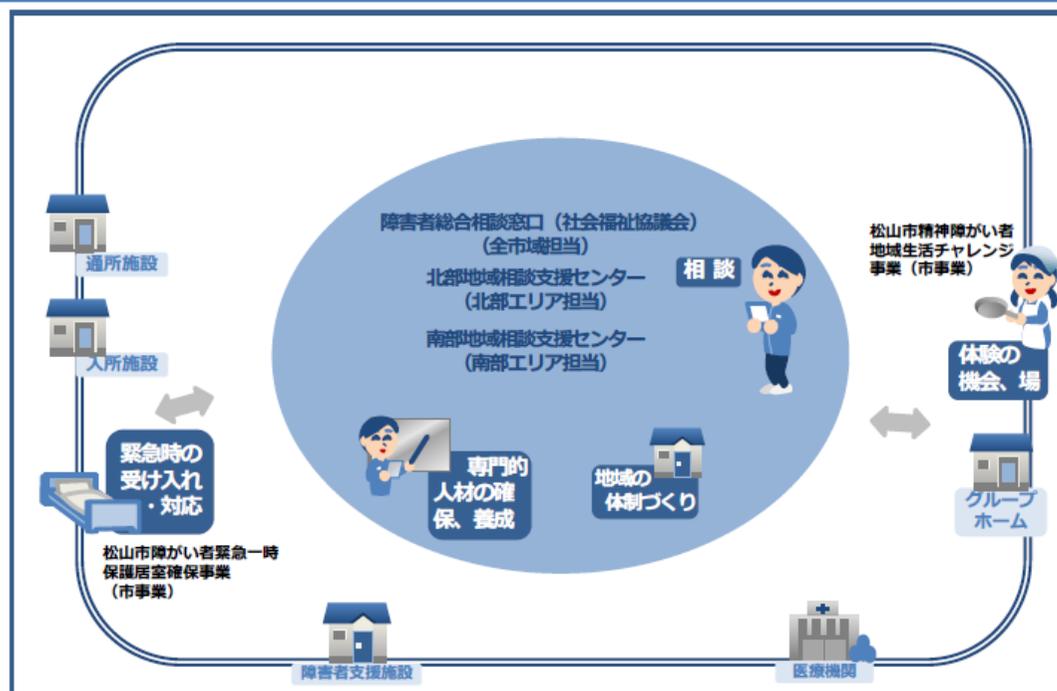
04 地域生活支援拠点等のイメージ図

- 「地域共生館 ふれぼの」を中心とした面的整備
- 基幹型相談支援センターが相談事業所を全面的にバックアップし、西宮市独自の「本人中心支援計画」を作成



04 地域生活支援拠点等のイメージ図

- 北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を地域生活支援拠点等とする面的整備
- 相談支援事業所の母体法人がもつ幅広い施設等や、地域性、ネットワーク、市の協力により、連携も充実



高知市拠点整備の進捗状況

重点

	①相談	②GH体験・場	③緊急時	④専門性	⑤体制づくり
今後の方向性 <small>(H27年度)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域相談支援の対象者はサービスを活用するよう、相談支援事業所に周知 ■ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の量を確保 ■ 相談支援検討会を設置し、事例検討等を重ね質向上及び地域課題を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハード面が整備され、かつ地域移行や高齢化に対応したGHが必要とされる ■ サテライト型の整備について法人の協力を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 短期入所の充実（併設型の促進・受入の促進） ■ GH・医療機関における空床利用型短期入所の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県主催の研修だけでなく、市レベルでの専門性向上のための研修等を検討する ■ 医療との連携方法については高齢者施策と連動 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自立支援協議会・相談支援検討会・基幹相談支援センターを中心に体制づくりに取り組む ■ 平成30年度基幹相談支援センターを設置 ■ 地域生活支援拠点の継続協議
進捗状況 <small>(H30年度)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域移行支援 H27：6件 →H30：24件 ■ 指定事業所数 H27：29か所 →H30：34か所 ■ 相談支援検討会設置、年6回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日中サービス支援型GH（定員20名） H31.3開設 ■ サテライト型はアプローチできず 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 短期入所事業所 H27：10か所 →H30：13か所 ■ 空床型 1か所増加 ■ 医療機関への働きかけを行ってきたが指定には至っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談支援及び就労検討会での研修実施 ■ 在宅介護医療センター等との連携始動 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自立支援協議会で基幹相談支援センター設置協議を経てH31.4直営設置 ■ 拠点整備には至らず、令和2年度までに整備（障害福祉計画目標）

自立支援協議会での拠点整備協議スケジュール案

